

2011年8月22日

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 御中

## 「動物取扱業の適正化について(案)」に関する意見

- 1、意見提出者名:NPO 法人動物実験の廃止を求める会(JAVA)  
理事長 長谷川裕一 担当 和崎聖子
- 2、住所:〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 29 番 31 号 清桜 404
- 3、TEL:03-5456-9311 FAX:03-5456-1011 Eメールアドレス java@blue.ocn.ne.jp
- 4、意見

### (1) 深夜の生体展示規制

当会は、生体のショーウィンドウ等の店頭展示には反対であり、店頭展示を禁じることが最も望ましいと考える。

店頭展示禁止が今改正でできないとするならば、1ページの25行～34行に書かれていること等の理由から、深夜は当然のこと、18時以降の生体の展示・販売は禁止すべきである。

また、長時間、客に見られるなどのストレスを考えると、営業時間は1日8時間以内とし、途中で動物種や年齢等を考慮した適切な休憩時間も設けることを義務付けるべきである。

規制対象の動物については、現状の動物取扱業の対象である哺乳類、鳥類、爬虫類に、ペットショップで扱われている例の多い両生類と魚類も含め、「すべての脊椎動物」とすべきである。特に両生類については、爬虫類が対象となっていて、なぜ両生類が除外されているのか理解に苦しむ。

### (2) 移動販売

2ページの47行～55行に書かれていること等の理由から、移動販売は禁止すべきである。

小委員会で「憲法に保障されている様々な活動の自由を侵す恐れがある」といった指摘があったが、この理由で、「移動販売を禁止する」と法文に盛り込むことが困難であるならば、「生体の販売は、動物取扱業の登録を受けた事業所において対面で行わなければならない」とすれば、自動的に移動販売はできないことになるはずである。

規制対象の動物については、現状の動物取扱業の対象である哺乳類、鳥類、爬虫類に、ペットショップで扱われている例の多い両生類と魚類も含め、「すべての脊椎動物」とすべきである。

また、ここでは販売についてのみ示されているが、イベント会場等で展示される動物についても、同じく移動の際のストレスなどの問題が生じる。よって、「動物の展示は、動物取扱業の登録を受け

た事業所において行わなければならない」といった規定も盛り込み、「移動展示」も禁止すべきである。

### **(3) 対面販売・対面説明・現物確認の義務化**

2 ページの 63 行～70 行に書かれていること等の理由から、対面販売・対面説明・現物確認を義務付け、インターネット販売、インターネットオークションは禁止すべきである。

「インターネット販売禁止」といった盛り込み方は、(2)でも述べたように、小委員会で「憲法に保障されている様々な活動の自由を侵す恐れがある」といった指摘があるが、これも「生体の販売は、動物取扱業の登録を受けた事業所において対面で行わなければならない」、さらに「対面での説明、顧客に販売する生体そのものを確認させなければならない」と規定すれば、自動的にインターネットでの販売やオークションはできないことになるはずである。

規制対象の動物については、現状の動物取扱業の対象である哺乳類、鳥類、爬虫類に、ペットショップで扱われている例の多い両生類と魚類も含め、「すべての脊椎動物」とすべきである。

### **(4) 犬猫オークション市場(せり市)**

せり市については、病気の犬猫の売買の成立やトレーサビリティの障壁の問題が小委員会でも指摘されている。また、せりの場では大勢の人が集まり、大声を張り上げる騒がしい場に幼齢動物がさらされる恐怖やストレスの問題、せり後の長距離輸送の問題等もある。そもそも、せり市は、犬猫の大量流通の根源であり、命ある生き物をモノのように扱う、到底容認できない場であることから、せり市は禁止すべきである。

### **(5) 犬猫幼齢動物を親等から引き離す日齢**

3 ページの 88 行～98 行に書かれていること等の理由から、8 週齢以下の犬猫を親や兄弟姉妹等から引き離すことは禁じるべきである。

具体的な日齢については、様々な意見が出ているとのことだが、小委員会(第 4 回)で配布された「資料 3 犬猫幼齢動物の販売日齢について」でも、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、オーストラリアで、規制の内容に若干の違いはあるものの、8 週齢を基準に規制を設けており、それが長年運用されていることを考えても、日本も同じ数値とするのが妥当と考える。

### **(6) 犬猫の繁殖制限措置**

4 ページの 110 行～117 行に書かれていること等の理由から、繁殖制限措置を設けるべきである。具体的には、小委員会(第 4 回)で配布された「資料 4 繁殖制限措置について」に挙げられている文献にあるデータ及び海外の規制事例から考え、「年 2 回以上の出産をさせること」「生後 2 歳以下、

8歳以上の犬猫に出産をさせること」の二点を禁じるべきと考える。この二点の禁止を盛り込むことで、生涯における出産回数も最大5回となる。

### (7) 飼養施設の適正化

給仕給水を怠る、不衛生で狭いケージに閉じ込めっぱなしにしている等々、劣悪な飼育を行っている業者の問題は各地で多発し、行政はその改善指導などの業務に多くの時間や労力を費やさざるを得ない状況になっている。

4ページの125行～127行に書かれていること等の理由から、現状より細かく具体的な規制を導入し、行政が劣悪飼育を迅速かつ効果的に指導するなどの措置をとれるようにする必要がある。

ただし、ペットショップ等で扱われる動物種は多種多様で、動物種によって、最低限必要なスペース、適温や明るさなどが異なったり、同じ犬種であっても、体のサイズに個体差があり、ケージの大きさをサイズで決定するというような一律の数値規制を設けることは難しい。そればかりか、規制から漏れた動物種は指導できなくなったり、「数値は守っているから」と業者側が主張し、狭いケージに入れられていても改善させられないなど、逆にその規制により、動物福祉を損なう恐れもある。

よって、現状よりは具体的な規制を入れつつも、例えばケージの大きさであれば、中に入れる個々の動物の体の大きさを基準にするといったように、その動物が快適に過ごせるような判断をケースバイケースでできるような基準とすべきである。

さらに現場に行った行政官が取扱業者に有無を言わず指導や処分を行えるように行政官の権限強化を盛り込むべきである。

なお、規制対象の動物については、現状の動物取扱業の対象である哺乳類、鳥類、爬虫類に、ペットショップで扱われている例の多い両生類と魚類も含め、「すべての脊椎動物」とすべきである。

### (8) 動物取扱業の業種追加の検討

生きた動物を扱うことを業としている以上、それらは取扱業者の対象とし、規制することは当然と考える。よって、下記の～以外にも、現行法の対象外となっている畜産動物や実験動物を扱う者をはじめ、生きた動物を扱う業を営む者は全て対象にするべきである。

なぜ、実験動物繁殖業者、動物実験施設などが、取扱業者の追加業種の検討課題にすら挙がらないのか、甚だ疑問である。

#### 動物の死体火葬・埋葬業者

国民の生命尊重や動物愛護精神の涵養には、動物の死を悼み弔う気持ちも大切であると考えますが、動物取扱業者に追加することにより、行政の業務が煩雑になり、生きた動物を扱う業者への飼育改善指導などに支障が出るのではないかという懸念は否めない。まず生きている動物に対する愛護施策を優先させるべきであるので、動物取扱業者への追加は見送るべきである。

## 両生類・魚類販売業者

生きた動物を扱うことを業としていること、ペットショップで扱われている例が多いことから、両生類と魚類の販売業者も取扱業者の対象とし、規制することは当然と考える。

金魚すくいや金魚品評会などの業態保護を考え、動物の福祉をないがしろにするべきではない。過去の愛護部会や小委員会でも、魚の酷い販売方法、ゲーム機の景品にされているといった劣悪な扱い、野外への遺棄が多いといった例をあげ、委員から規制を求める意見が出されていた。

また、「日本観賞魚振興事業協同組合」もヒアリングにおいて、「業者登録という形で参加するというのは、業界としては別段反対意見もない」と述べている。

すでに規制対象となっている動物種と一緒に両生類や魚類を扱っている業者も多いこと、また過去の小委員会において、「魚の販売店は約 1500」との委員発言もあった。そうであれば、各自治体の負担はさほどではない。

種の保存法は両生類も魚類も対象にしていることを考えても、動物愛護法においても、両生類と魚類を対象にすることは何ら問題なく、自然と考える。特に両生類については、「(1)深夜の生体展示規制について」でも述べたが、爬虫類が対象となっていて、なぜ両生類がはずされているのか、その基準や根拠が曖昧であり、ともに対象とするほうが国民も理解しやすい。

## 老犬・老猫ホーム

6 ページの 182 行～184 行に書かれていること等の理由から、また、小委員会でも引き取った動物を放置し、世話をしない事例が挙げられたことから、規制対象とすべきである。ただ、対象動物種については、飼っていたミニブタを託し、コンテナに入れられっぱなしにされたなど、犬猫以外でも問題が発生しているため、動物種は広げる必要があると考える。

## 動物の愛護を目的とする団体

愛護団体と名乗り、実際は愛護に反する行為を行っている組織があり、登録等の必要性を訴える声があることは承知しているが、きちんとした愛護団体の活動に支障をきたすようなことは絶対に避けなければならないと考える。

例えば、団体名はつけていても、1 人、もしくは、ほんの数人で、自宅で野良犬猫の保護・里親探しをしているようなグループもある。登録手続き等により、活動している人たちに更なる大きな負担をかけることになったり、「動物取扱業」とされることに抵抗を感じ、動物愛護のボランティアをしてみよう、という人を減らす恐れも出てくる。

特に、氏名・住所といった連絡先の公表は、その団体・グループへの捨て犬猫の恐れもある。実際に活動している人たちの声を十分に聞き、配慮した形を求める。

## 教育・公益目的の団体

休日に給餌給水を行わない、風雨や暑さ・寒さの防げない環境下に置く、病気や怪我をしても治療を受けさせないなど、学校や幼稚園等で飼育されている動物の劣悪飼育の問題は各地で起こっており、当会にも多くの通報が寄せられている。

どんな生き物を飼育するにも、費用や手間が必要であるにも拘わらず、十分な予算を確保していない学校が多いえに、そもそも児童・生徒の指導で手一杯の教師に動物の世話までさせることは不可能である。仮に獣医師や専門飼養者がいたとしても、子供たちに頻繁に触られる幼稚園や学校といった教育の場で動物を適切に飼育することは無理があり、原則、禁止にすべきである。劣悪飼育を放置しておくことは、児童や生徒へ間違った動物飼育や愛護意識を持たせかねず、重大な問題である。

また、専門学校で飼育される動物は、学生の実験・実習に利用されるケースも多く、つまり、専門学校としての業に利用されており、取扱業者の対象とし、規制することは当然と考える。

その他、警察犬や盲導犬といった使役動物の訓練・飼養施設も、営利目的でないにしろ、社会性のある、反復した業務として行っている以上、一定の規制を設けるべきである。

#### **(9) 関連法令違反時の扱い(登録拒否等の再検討)**

取扱業者が所有する動物が虐待や劣悪飼育の犠牲になることを、できる限り回避するために、その者が動物愛護法以外の動物取扱いに関連する法令に違反した際にも、(14)でも述べるとおり、現在の登録制を許可制に強化し、営業許可を与えない、期間を限定しない営業停止命令や許可永久剥奪(廃業)の措置を講じることができるようになるべきである。

なお、動物取扱いに関連する法令は、国内法だけでなく、海外での法律も対象にしてみたい。

#### **(10) 登録取消の運用強化**

7ページの218行~221行に書かれていること等の理由、そして、悪質な業者をなくしていくためにも運用強化は不可欠である。

(14)でも述べるとおり、現在の登録制を許可制に強化し、許可永久剥奪(廃業)の措置が素早く講じることができるようになるべきである。

現在、登録取消措置のネックとなっているのが、業者が所有している動物の世話の問題であるため、営業停止や廃業の処分を受けた業者の動物を、行政が緊急保護できるような規定も同時に設ける必要がある。

#### **(11) 業種の適用除外(動物園・水族館)**

7ページの225行~235行に書かれていること等の理由、また現在、動物園や水族館にいる動物について所管する法律が動物愛護法しかないことを考えると、適用除外してしまえば、どんな劣悪な園も野放しになってしまい、緩和は行うべきではない。

(社)日本動物園水族館協会に所属している動物園でも、ニホンザルの繁殖制限すらまともにできず、増えすぎたサルを動物実験用に譲渡した動物園や、ゾウへの虐待で内部告発された動物園も

ある。その他、不衛生や狭い施設での劣悪飼育が多々判明していることから、同協会への所属は何ら区別する基準にならないため、すべての動物園、水族館を今後も、動物取扱業者として一律に規制すべきである。

#### **(12) 動物取扱責任者研修の緩和(回数や動物園水族館・動物病院の扱い検討)**

7 ページの 239 行～241 行並びに 246 行～248 行に書かれていること等の理由から、また、小委員会の委員発言にもあったが、プロである以上、常に最新の情報を知っておく義務や自分の事業外であっても、広く動物に関する知識を有しておく必要があることから、緩和の必要はないと考える。ただし、ある程度、研修内容を業種別にするなどの工夫がなされるのが望ましく、真面目に受講しない者がいることへの対処として、講習後に試験を行うことも一つであると考え。

#### **(13) 販売時説明義務の緩和(犬猫以外の小動物等での説明義務項の緩和の検討)**

8 ページの 255 行～257 行に書かれていること等の理由から緩和には反対である。「販売する動物の価格が安いから」「小動物だから」を理由に説明を省こうとするのは、生命軽視も甚だしい。購入者に適正な終生飼養をさせるためには、販売価格や体の大きさ等に関係なく、どんな動物にもきちんと十分に説明すべきである。逆に小鳥、小型哺乳類、爬虫類、両生類、魚類等は、犬猫より情報が少ないことから、詳しい説明が必要なケースもあり、説明項目追加を検討してもいい。

#### **(14) 許可制検討(登録制から許可制に強化する必要性の検討)**

現場の行政担当者からも「許可制になったら施設を監視できる」「規制により商売をやりづらくさせ、悪質業者を淘汰していくしかない」「悪質業者を出さない予防として、許可制など基準をあげるのもひとつ」といった声を耳にしている。

現行法より厳しい規制をしつため、登録制を許可制(1年ごとの更新)にすべきである。

また、オランウータン等を密輸し、種の保存法違反で経営者が有罪となっても、営業を続けているペットショップの例もあり、営業停止命令や許可永久剥奪(廃業)、営業の不許可といった措置を、違反した本人だけでなく、その法人全体や家族等その関係者にも適用する規定も必要である。

#### **その他**

「犬猫」といった特記がない場合は、動物取扱業者の規定の対象動物種は、現状の動物取扱業の対象である哺乳類、鳥類、爬虫類に、ペットショップで扱われている例の多い両生類と魚類も含め、「すべての脊椎動物」とすべきである。

また、今後、検討がなされていくはずだが、罰則については、「告発について警察と協議したが、罰

金額が低いと動いてくれない」といった行政からの声もあることから、罰金額の引き上げ(法人は外来生物法の例もあり、罰金一億円)も求める。

「犬猫等の殺処分ゼロ」達成には蛇口を締める必要があり、つまり生産をなくし、また不妊去勢手術を徹底で犬猫の数を減らすしかない。それは、犬猫を生産する業界をいかに縮小させられるかにかかっている。そのためにできる限り厳しい規制を盛り込むべきである。これによって、行政や愛護団体の負担削減にもなる。

「動物の愛護及び管理に関する法律」は、動物を守る、動物のための法律にしなければならず、動物を売買するなど商売に利用する業者保護の法律であってはならない。

改正の審議・作業においては、動物のことを第一に考えて行っていただきたい。

以上